

令和8年度 社会福祉法人北海道社会福祉事業団

職員採用試験実施要領

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地
TEL (011)271-5531 FAX (011)271-5539
E-mail saiyo@dofukuji.or.jp

1 はじめに

北海道社会福祉事業団は、道立社会福祉施設の管理運営を目的に、昭和43年3月に設立された社会福祉法人です。その後、平成17年度まで道立及び伊達市立の社会福祉施設の管理運営を受託して行っていましたが、平成18年4月に北海道及び伊達市から施設の譲渡を受け、「太陽の園」「福祉村」「白糠学園」「もなみ学園」「だて地域生活支援センター」の5施設の運営を行ってきました。

平成22年4月から、札幌市の指定管理者として運営している札幌市立の「第二かしわ学園」と「あかしあ学園」については、令和5年4月から4期目の指定管理者として運営を行っています。

また、平成22年10月には札幌市東区に「さっぽろ地域生活支援センター」を、平成23年4月からは中標津町に「なかしべつ地域生活支援センター」を、平成27年4月からは釧路町に「くしろ地域生活支援センター」を、平成28年11月からは苫小牧市に「とまこまい地域福祉支援センター」をそれぞれ開設し、その地域で生活する障がい児(者)の福祉ニーズに応えるため、生活介護事業、共同生活援助事業や児童発達支援事業などの障がい福祉サービス事業を行っています。

さらに、平成28年度から矯正施設を退所した障がい者や高齢者が再び犯罪に手を染めないよう、福祉施設等に橋渡しをする地域生活定着支援事業を北海道から受託し、札幌市と釧路町の2箇所地域生活定着支援センターを開設しました。

2 北海道社会福祉事業団が運営する施設の概要

(1) 『太陽の園』 所在地：伊達市幌美内町36番地58

知的障がい者総合援護施設のモデル施設として、昭和43年に全国に先駆けて設立され、知的障がいのある成人や児童に対して、施設での日常生活への支援を行うとともに、地域生活への移行を目指して様々な実践を進めています。

また、太陽の園の発達診療相談室では、地域の子どもの発達の評価・療育活動・障がい児リハビリテーションを実施しています。

さらに、平成24年2月からは、それまでの敷地内に分散していた施設を集約して改築し、新しい建物で運営しています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備考
福祉型障がい児入所施設	30名	
障がい者支援施設「きぼう」	60名	
障がい者支援施設「あおば」	50名	
生活介護(2事業所)	110名	ハーモニー(60)、メロディー(50)
短期入所	4名	併設型定員1名・空床型定員3名
障がい児通所支援(2事業所)	30名	伊達市、登別市の2事業

(2) 『福祉村』 所在地：岩見沢市栗沢町最上350番地1

脳性マヒ等の重度身体障がい者が安心して生きがいをもって生活できる「村づくり」を目指して、昭和54年に設立され、利用者一人ひとりの適性や能力にあった生活や日常生活を確保しながら様々な支援を行っています。

また、近隣の地域で生活する障がい児(者)への支援などの取り組みを進め、平成26年7月から、岩見沢市内で障がい児通所支援事業を行っています。

令和6年度からは、特定技能外国人労働者を雇用し、職員体制の充実に努めています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備考
障がい者支援施設	220名	空床型
生活介護	20名	
障がい児通所支援	10名	
福祉ホーム	10名	
地域活動支援センター	10名	
短期入所	2名	
日中一時支援	5名	

(3) 『もなみ学園』 所在地：札幌市南区石山東5丁目6番1号

知的障がいのある児童に対し、個々の適性や能力に応じて、必要な知識・技能を習得させることを目的に昭和25年に設立され運営しています。

令和6年4月から、旧石山東小学校跡に移転する形で旧校舎の改修や敷地内にサテライト住居2棟を新築し、運営を開始しています。

また、地域で生活している発達に心配のある児童に対しては、短期入所や障がい児通所支援事業を通じて、在宅療育や日常生活に関する正しい知識の習得などの支援を行っています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備考
福祉型障がい児入所施設	56名	校舎棟 8名×4ユニット(32)、 サテライト棟 6名×4ユニット(24)
障がい児通所支援	10名	併設型・空床型
短期入所	4名	
日中一時支援	4名	

(4) 『だて地域生活支援センター』 所在地：伊達市舟岡町134番地15

障がい者が施設から地域生活へ移行するための中間的な支援施設として、昭和48年に通勤センター旭寮として設立されました。その後、地域生活者の多様なニーズに対応するため、平成10年に地域援助センターらいむが設立され、地域で生活する障がい者の地域生活を支援する拠点としての機能が拡大されました。

現在、伊達市内において、グループホーム、民間アパートなどに住みながら、地域の一般企業、就労継続支援事業所などの福祉的就労の場、生活介護事業所等の日中活動の場に通う利用者に対し、地域で暮らしていくため必要な様々な支援を行っています。

(事業の内容)

事業	定員	備考
共同生活援助 (うち短期入所)	293名 (4名)	伊達市内46ホーム・サテライト2室 併設型

就労継続支援B型	20名	
----------	-----	--

(5) 『さっぽろ地域生活支援センター』 所在地：札幌市東区北22条東6丁目1-15

平成22年10月に開設され、札幌市内においてグループホームに住みながら、通所施設等に通う利用者に対し、地域生活に必要な様々な支援を行っています。

また、地域生活者の日中活動支援として、平成24年4月から生活介護事業を開始し、平成25年3月からは多機能型事業所に変更し、生活介護事業と就労継続支援B型事業を運営しています。

さらに、平成27年度に札幌市東区において新たなさっぽろ地域生活支援センターの建設整備を実施し、平成28年度から多機能事業所等に移転させるとともに、定員の増を図りました。

(事業の内容)

事業	定員	備考
グループホーム	52名	札幌市内9ホーム・サテライト1室
短期入所	1名	併設型(2ホーム定員各1名)
生活介護	40名	
就労継続支援B型	10名	

(6) 『なかしべつ地域生活支援センター』 所在地：標津郡中標津町東17条北9丁目4

中標津町やその他の根室振興局管内の市町において、グループホームに住みながら、一般企業や通所施設等に通う利用者に対し、地域生活に必要な様々な支援を行っているほか、別海町において障がい児通所支援事業所を町の指定管理者として運営しています。

また、平成23年4月から、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるように、中標津町で町の指定管理施設であるグループホームの運営などを行っています。

さらに、平成25年4月から中標津町内で障がい児通所支援事業と北海道の委託事業である生活困窮世帯等学習支援事業にくわえ、平成26年4月から生活困窮者自立相談支援事業を実施しています。

(事業の内容)

事業	定員	備考
グループホーム	50名	中標津町7ホーム・サテライト1室
障がい児通所支援事業(2事業所)	20名	中標津町、別海町の2事業
日中一時支援	5名	

**(7) 『くしろ地域生活支援センター』 所在地：釧路郡釧路町東陽大通西1丁目1番地1
釧路町保健福祉センター「あいばー」内**

平成27年4月に開設され、釧路町において、グループホームに住みながら一般企業や通所施設等に通う利用者に対し、地域生活に必要な様々な支援を行っているほか、釧路総合振興局管内の釧路町、白糠町において障がい児通所支援事業所等を関係市町からの受託等で運営しています。

また、釧路総合振興局管内の鶴居村においても障がい児療育支援事業を実施しているほか、法人独自に釧路市内で障がい児通所支援事業を実施しています。

さらに、言語聴覚士を配置し、地域の障がい児の療育支援のため、釧路及び根室圏域の各市町村に派遣しています。

(事業の内容)

事業	定員	備考
グループホーム	27名	釧路市、釧路町の4ホーム
児童発達支援センター	30名	釧路町
障がい児通所支援(2事業所)	20名	白糠町、釧路市の2事業所

地域活動支援センター 短期入所(併設型)	15名 1名	釧路町
-------------------------	-----------	-----

(8) 『とまこまい地域福祉支援センター』 所在地：苫小牧市旭町1丁目3—6

苫小牧市において、市内に居住する障がい者の自立を支援するため、生活介護事業所を開設したほか、令和元年度には共同生活援助事業を苫小牧市内に開設しています。

さらに、令和3年度には就労継続支援B型事業所を開設しました。

(事業の内容)

事業	定員	備考
就労継続支援B型	15名	多機能型事業所 3ホーム
生活介護	25名	
共同生活援助	21名	
地域活動支援センター	50名	

(9) 『第二かしわ学園』 所在地：札幌市豊平区平岸4条18丁目1—37

昭和42年に設立され、主に知的障がい者に対しての日中の食事、創作的活動、生産活動の機会を提供する生活介護事業所で、平成22年4月1日から当事業団が札幌市の指定管理者として運営しています。

また、平成26年4月から、札幌市が整備した新しい建物に移転し事業を行っています。

(事業の内容)

事業	定員	備考
生活介護	50名	

(10) 『あかしあ学園』 所在地：札幌市東区北17条東5丁目2—1

昭和60年に設立され、主に知的障がい者に対して日中の食事、創作的活動、生産活動の機会を提供する生活介護事業所と、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う就労継続支援B型事業所で、平成22年4月1日から当事業団が札幌市の指定管理者として運営しています。

(事業の内容)

事業	定員	備考
生活介護	30名	多機能型事業所
就労継続支援B型	20名	

(11) 『北海道地域生活定着支援センター』

所在地：「札幌センター」 札幌市東区北18条東7丁目1—33

「釧路センター」 釧路郡釧路町東陽大通西1丁目1番地1 釧路町保健福祉センター
「あいぱーる」くしろ地域生活支援センター内

矯正施設に入所している高齢者や障がい者が、矯正施設退所後に必要な福祉サービス等を受けて地域の中で安定して暮らしていけるよう、本人のニーズなどを確認しながら地域での生活に向けコーディネートなどの業務を矯正施設や保護観察所等と協働しながら支援を行います。

「北海道地域生活定着支援センター」は、北海道にある全ての矯正施設退所者が対象となるため、札幌市と釧路町の2か所に拠点を設けて運営しています。

(事業所名等)

事業所名	開設場所	備考
北海道地域生活定着支援札幌センター	札幌市	道委託事業

北海道地域生活定着支援釧路センター	釧路町	道委託事業
-------------------	-----	-------

(12) 『相談支援事業所等』

障がいのある方やその家族、または介護や支援を行う方から日常生活を送る上での悩みごとや困りごとなどのご相談に応じ、必要な情報やアドバイスを提供する「相談支援事業所」を10か所運営しています。

また、障がい者の就労に対する不安、課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関等との緊密な連携を図り、就業面、生活面の一体的な支援サービスを提供する「障がい者就業・生活支援センター」3か所を運営しているほか、生活困窮者の社会的・経済的自立を支援する「生活困窮者自立相談支援事業所」1か所を運営しています。

(事業所名等)

事業所名	開設場所	備考
根室圏域障がい者総合相談支援センター あくせす根室	中標津町	道委託事業、自主事業
根室圏域 1 市4町相談支援センター	中標津町	1 市 4 町委託事業
伊達市障がい者総合相談支援センター あい	伊達市	伊達市委託事業
空知圏域障がい者総合相談支援センター あ〜ち	岩見沢市	道委託事業
相談室 あ〜ち	岩見沢市	自主事業
		岩見沢市委託事業
相談室 まーぶる	札幌市	自主事業
相談支援センター あ〜かす、にじ	釧路町	釧路町委託事業
西胆振 障がい者就業・生活支援センター すて〜じ	伊達市	国・道委託事業
東胆振日高 障がい者就業・生活支援センター かけはし	苫小牧市	国・道委託事業
空知 障がい者就業・生活支援センター くわ	岩見沢市	国・道委託事業
なかしべつ生活サポートセンター よりそい	中標津町	道委託事業
相談支援センター とまるん	苫小牧市	苫小牧市委託事業

(13) 『法人事務局』 所在地：札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階

道内各地域にある10事業所を統括するとともに、法人全体の調整を行います。職員の給与支給、福利厚生などの経理、経営管理業務や職員研修の企画運営、職員採用などにかかわる人材支援業務などを行います。

3 採用試験

2027年4月1日付けで北海道社会福祉事業団の正規職員として採用するための試験を実施します。

4 採用予定人員及び職種

- (1) 言語聴覚士 若干名
- (2) 理学療法士 若干名
- (3) 作業療法士 若干名
- (4) 公認心理師または臨床心理士 若干名

5 採用にあたっての留意事項

- (1)配置事業所については、「もなみ学園」「福祉村」「太陽の園」「くしろ地域生活支援センター」の中から、面接時に希望等を確認させていただきます。
- (2)ただし、法人内の職員異動等をふまえて最終決定しますので、希望に添えない場合があることについて、予めご了承ください。

6 受験資格

(1)言語聴覚士

昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、言語聴覚士の国家資格を有する者、もしくは第28回言語聴覚士国家試験により資格取得見込みの者。

(2)理学療法士

昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、理学療法士の国家資格を有する者、もしくは第28回理学療法士国家試験により資格取得見込みの者。

(3)作業療法士

昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、作業療法士の国家資格を有する者、もしくは第28回作業療法士国家試験により資格取得見込みの者。

(4)公認心理師または臨床心理士

昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による大学もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科を修めて卒業(修了)または卒業(修了)見込みであって、公認心理師(国家資格)または臨床心理士(日本臨床心理士資格認定協会)のうちいずれかの資格を有する者、もしくはそれぞれの資格審査により資格取得見込みの者。

7 試験の方法及び内容

試験は、小論文試験(文章による表現力、課題に対する理解力などについての試験)と面接試験を行います。

8 各期採用試験の試験日、試験会場及び合格発表

受験は、申し込みがあったときに随時実施します。

9 受験手続

受験の手続きにあたっては、別紙様式1「受験エントリーシート」及び履歴書(市販されている様式で写真付のもの)を下記宛先に送付又は持参してください。採用に至らなかった場合、お預かりした履歴書をはじめとする選考に使用したその他応募書類は、一定期間保管後、弊社で責任を持って廃棄いたします。返却はいたしませんので予めご了承のほどお願い申し上げます。

必要書類が提出された方に、一次試験受験日及び試験会場について担当者よりご連絡いたします。

最終選考試験の結果、内定通知があった場合は次の書類が必要になります。

ア 卒業(卒業見込)を証明するもの
(宛先)

1通

〒060-0042

札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階

北海道社会福祉事業団 電話 011-271-5531(担当 榎本・坂田)

10 受験申込の期限

採用試験申込書は、令和9年2月27日(金)まで随時受付けすることとしますが、それ以前に必要な職の採用が決定したときは、その時点で受付を停止します。

11 採用年月日及び給与

(1) 採用年月日

2027年4月1日付けで採用する予定です。

(2) 給与

給与、諸手当等は、社会福祉法人北海道社会福祉事業団職員給与規程に基づき支給します。

基本給の例	諸手当
四大新卒 181,000 円 大学院新卒 184,200 円 +職務給 (作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理士、看護師等～20,000 円/月)	基本給(+職務給)のほか、業務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、処遇改善手当などが支給されます。(下記、支給例を参照のこと)

4年制大学新卒の作業療法士で、伊達市内に家賃月額5万5千円のアパートに単身で居住し、12キロメートルの距離を自動車等で通勤していると想定した時の給与支給例

○給与月額

基本給181,000円＋職務給20,000円＋業務手当20,000円＋住居手当27,000円
＋通勤手当7,100円 ＝255,100円＋実績給

※実績給(時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当)が各月の勤務実績に応じて支給されます。

○期末勤勉手当

6月と12月に分けて基本給の3.5ヶ月分である633,500円が支給されます。

※採用初年度の6月の勤勉手当は期間率30/100が適用されます。

○寒冷地手当

11月から3月まで月額13,060円、総額65,300円が支給されます。

※月額は単身者の支給額であり、扶養親族がいる場合の金額は異なります。

(3) 福利厚生等

ア 年間休日数

120日以上(4週8休、祝祭日、年末年始休日)

※2025年度の年間休日数は124日となります。

イ その他休暇

・年次有給休暇

新規採用職員は雇入れの日に2日付与し、その後、雇入れの日から6か月間は、1か月継続勤務するごとに、3日の年次有給休暇を付与します。(最大20日)

・病気休暇

負傷や疾病のため療養の必要があり、医師の診断書等により勤務しないことがやむを得ないと認めら
6

・その他の休暇

上記の有給休暇の他にも、有給で休むことができる忌引休暇、結婚休暇、法要祭日休暇、長期継続休暇などがあります。

12 その他

(1) 北海道社会福祉事業団に勤務する医療専門職

事業所等名	公認心理師 臨床心理士	理学 療法士	作業 療法士	言語 聴覚士
① 太陽の園発達医療センター	3	1	2	1
② 登別児童デイサービスセンターのぞみ園	2			

③ 福祉村診療所		4	2	
④ もなみ学園	2			2
⑤ くしろ地域生活支援センター				1
⑥ とまこまい地域福祉支援センター		1		
合計	7	6	4	4

(1) (2) 医療専門職が実際にどのような業務を行っているかなど、事業所等の見学をしてみたい方は、医療専門職を配置している(1)の事業所で受け入れが可能(感染症流行期等は状況により不可)ですので、見学等の希望がある場合は、ご連絡をいただき次第日程等の調整をいたします。

ご希望の方は、日程等を調整いたしますので下記までご連絡ください。

(連絡先)

〒060-0042

札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階

北海道社会福祉事業団 電話011-271-5531(担当 榎本・坂田)

e-mail: saiyo@dofukuji.or.jp